

平成26年門真市教育委員会第8回定例会

開催日時 平成26年8月29日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第35号 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の申出について |
| 日程第4 | 議案第36号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の申出について |
| 日程第5 | 議案第37号 門真市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定の申出について |
| 日程第6 | 議案第38号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定の申出について |
| 日程第7 | 議案第39号 門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正の申出について |
| 日程第8 | 議案第40号 門真市立学校設置条例の一部改正の申出について |
| 日程第9 | 議案第41号 平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について |
| 日程第10 | 議案第42号 門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について |
| 日程第11 | 諸報告 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

出席委員

委員長	長澤 信之
委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育長	三宅 奎介

事務局出席職員

学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦

こども未来部長	河合 敏和
学校教育部次長	山口 勘治郎
生涯学習部次長	山田 益夫
こども未来部次長	大矢 宏幸
学校教育部総括参事	満永 誠一
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	上甲 尚
学校教育部学校教育課参事	成田 明子
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	岩佐 美奈子
生涯学習部生涯学習課長	牧藺 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部こども政策課参事	森 房子
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長	森田 邦裕
こども未来部 こども発達支援センター長	宮下 勝仁

長澤委員長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

長澤委員長より 桜井 智恵子 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 長澤委員長より、日程第3（議案第35号）から日程第6（議案第38号）に関連するパブリックコメントについての諸報告があるため、先にその報告を受ける旨説明があり、日程第11のうち諸報告番号1の報告を先に受けることとなった。

諸報告

番号1 子ども・子育て支援新制度における各基準を定める条例
に関するパブリックコメントの結果報告について

説明者 山こども政策課長

諸報告資料の1ページをご覧ください。

本件につきましては、27年度から始まります子ども・子育てに係る新制度におきましては、新制度において各手続を行うための各種基準につきまして、国が定める基準をもとに、市が条例等で定めることとなっており、基準制定に当たりましては、市民へも影響を及ぼす内容であることから、基準案に対する市民意見を募集するパブリックコメントを実施いたしました。

実施案件といたしましては、「1. 案件名」に記載のとおり、(1)門真市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、(2)門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、(3)門真市保育の必要性の認定に関する条例、(4)門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の4件でございます。

意見募集につきましては、4つの条例(素案)を作成し、26年7月18日(金)から8月8日(金)までの間、市ホームページ、情報コーナー、公立幼稚園、公立保育園、こども発達支援センター等、市内の公共施設の計15箇所において意見箱を設置し、実施いたしました。

意見募集の結果としましては、8人の方から34件のご意見をいただいております。

それでは、それぞれの案件ごとに、「意見の概要」と「意見に対する市の考え方」についての順に読み上げさせていただきます。

2ページをご覧ください。

まず、(1)「門真市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(素案)に対する意見でございます。

意見の概要と、市の考え方を順に読み上げていきます。

1、保育士の配置基準に関して、国基準では1歳児が6：1、4歳児が30：1となっているのに対し、門真市の現行の公立保育所における配置は、1歳児が5：1、4歳児が25：1となっています。国基準どおりとするのではなく、公立保育所の基準を最低

とし、保育水準を低下させることはすべきではないと考えます。

同様のご意見が他に1件ございます。

保育士の配置につきましては、公立保育園だけでなく民間保育園におきましても配置基準を超えた運用を行っている場合もあります。今回定める本市の統一的な基準といたしましては、民間保育園も含めた水準である国の保育所の基準に準じたものとしています

2、今の門真市の保育水準を落とすようなことは絶対にしないでください。(配置基準 1歳児は保育士1に対して子ども5人) 同様のご意見が他に1件ございます。

新制度が保育の質の向上を目的としている趣旨からも、本市といたしましても保育水準を低下させることのないよう取り組んでまいります。また、保育士の配置基準に対する市の考えは上記「1」のとおりです。

3ページをご覧ください。

(2)「門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(素案)に対する意見でございます。

3、職員は支援の単位ごとに2人とし、有資格者は1人の基準は現場の実態に合いません。常時、有資格者が必要とする国の説明からすると1人では対応困難です。門真市として支援の単位に2人の有資格者の配置を明記してください。

当該基準に関しては、あくまで放課後児童健全育成事業を行うにあたっての最低基準として設定したものであることから、客観的に国が示す基準を最低基準として考えており、2人の有資格者を配置基準にするものとは考えておりません。

4、現在、門真市の基準は開所時間平日1日5時間以上、休日1日8時間以上になっています。何故、門真市の基準にされないのでしょうか。平日において保育の準備など子どもが帰ってこない時間帯の仕事は相当の時間を要します。平日は、門真市の基準を5時間以上にしてください。また、開設日数も294日以上と門真市の基準に改めてください。

今回定める基準は、あくまで放課後児童健全育成事業を行うにあたっての最低基準と考えております。本市立の放課後児童クラブにおきましては、それを上回った開所時間等での運営を行っており、現行の水準を維持する考えですが、今後の待機児童を解消するための方策として、新規参入も含めさまざまな方策が実施で

きるよう、あくまで本市としての運営に関する基準につきましては客観的に国が示す基準を最低基準として考えてまいります。

5、一人当たりの面積1.65㎡とあるがその面積外の「静養するための機能を備えた区画」をクラブ内に設置する義務を提案する。

静養するための機能を備えた区画につきましては、国基準では1人当たりの面積1.65㎡に含めて算定可能となっております。本市としての運営に関する基準につきましては新規参入も含めさまざまな方策が実施できるよう、あくまで客観的に国が示す基準を最低基準として考えてまいります。

6、一人当たりの面積を満たしながら、定員増が3ヵ年に及べば部屋の増設を検討することが必要。

本事業の定員につきましては、現在策定中の事業計画に基づき、今後5年間の利用見込み数に対する定員数を計画的に整備していくこととなっております。今後、計画内容を上回る利用が生じた場合は、計画変更等により対応してまいります。

7、家庭と同様に「宿題から遊び」という流れを保ち、且つ集団（20人以上）の中で安心安全に過ごすために児童クラブ内に支援員とは別に教員（10年以上の幼・小・中学校教諭経験者）を常駐とし、職員の待遇向上を図ることが必要。

今後、ご指摘の点も含め、各クラブの実態に応じ、事業内容の充実及び質の向上に努めてまいります。

8、小学校との連携を図るため、小学校側の担当教諭を義務付けることが必要。

小学校との連携につきましては、本条例第21条に基づき取り組んでまいります。

9、10、まとめて読ませていただきます。

9、20人に1人という基準を守りながら要保護児童に関しては、特別支援時と同等の扱いをし、接することを提案する。

10、臨床心理士の巡回相談の義務化を提案する。

市の考え方です。

配慮を要する児童への対応及び臨床心理士による巡回相談につきましては、各クラブの実態等に合わせて柔軟に対応することが必要であるため、義務化すべきものとは考えておりませんが、実情に応じた対応がなされるよう努めてまいります。

5ページをご覧ください。

(3)「門真市保育の必要性の認定に関する条例」(素案)に対する

意見でございます。

11、国基準は「1月において48時間から64時間以上労働していることを常態としていること」としてあります。何故、48時間からを削除されたのでしょうか。今日、特に女性は正規で働きたいと思ってもなかなか正規の就労が困難な状況にあります。そんななかで不本意でもパート・アルバイトしかない実態もあります。ぜひ、国基準通り、「48時間以上から64時間以下」に訂正してください。

保育短時間認定の就労下限時間につきましては、子ども・子育て支援法施行規則におきまして、「1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定める」こととされております。本市といたしましては、現在の入所要件として、1日4時間以上かつ月16日以上の合計1ヶ月あたり64時間以上の保護者の就労要件を設定していること、また昨年度実施した保護者へのニーズ調査結果により、1月あたりの就労時間が64時間以上である方が約90%であるという就労実態等から、門真市子ども・子育て会議の審議を踏まえ、64時間に設定いたしました。就労形態につきましては、パート・アルバイトも含め、全ての就労形態が対象となります。

6ページをご覧ください。

(4)「門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(素案)に対する意見でございます。

12～15まとめて読ませていただきます。

12、小規模保育事業については、B型もC型もすべて保育士資格を有する者を置いてください。

同様のご意見が他に3件ございます。

13、家庭的保育事業に配置する職員は保育士資格を有する者にしてください。

同様のご意見が他に1件ございます。

14、小規模保育事業B型に関する第32条中「保育従事者の数は、次に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。」という規定について、国の基準より厳しい2/3以上の保育士の配置又は合計数に2を加えた手厚い職員体制で実施することを検討願います。

15、子どもの命を預かり、発達を保障していくには、保育士資格が必要です。

市の考え方です。

地域型保育事業の各職員配置基準につきましては、現行の同様事業からの移行を想定し、現行の基準を基にした基準設定を行っております。

家庭的保育事業及びそれに類する小規模保育事業C型につきましては、従来の保育ママのような少人数で家庭的な保育を特徴とするなど、国の制度や各事業の趣旨に沿った配置が行われております。なお、小規模保育事業B型につきましては、小規模保育事業A型及びC型の中間的な事業として位置づけられております趣旨に沿って保育士配置の最低基準を設けておりますが、一方で保育士比率加算などを設け保育士率の向上を評価する仕組みとなっていることから、本市といたしましても、配置を促してまいります。

16、障がい児の受け入れと必要な人員の配置を明記して下さい。

障がい児の受け入れに関しましては、新制度において、国から優先利用の項目の一つとして「子どもが障がいを有する場合」として例示されています。この例示を踏まえ、市としての基準を定めるため、優先利用項目として規則等での明記を検討いたします。また、必要な人員の配置に関しましては、受け入れる施設の設備、職員等の状況や子どもの状態により柔軟に対応することが求められるため、一概に規定すべきものとは考えておりません。

17、18まとめて読ませてください。

17、0、1、2歳の乳幼児を避難させることを考え、保育室は2階までに設けるようにしてください。

18、小規模保育事業は、これまで社会福祉法人が運営している保育施設と比較すると、条件や環境が不十分です。しかも、対象年齢は0～2歳と低年齢です。子ども自身が避難することは困難な状態にあります。そうした状況から3階以上の建物については削除すべきと考えます。門真市が認可しますので、門真市の保育室の配置は2階までとしてください。

市の考え方です。

小規模保育事業及び事業所内保育事業における保育室の設置に関しましては、現行の保育所に準じた基準としており、認可基準において必要な設備や非常災害対策等を求めることにより安全性を確保できるものと考えております。

19、小規模保育事業B型の1～2歳児の職員配置基準が6：1

となっていますが、公立保育所の配置と同じ5：1にしてください。また、4歳児の基準についても同様に、30：1となっているのを25：1にしてください。

同様のご意見が他に1件ございます。

保育士の配置につきましては、公立保育園だけでなく民間保育園におきましても配置基準を超えた運用を行っている場合があります。今回定める本市の統一的な基準といたしましては、民間保育園も含めた水準である国の保育所の基準に準じたものとしています。

20、保育士の健康管理及び食中毒予防のため、毎月最低1回の検便を実施してください。

保育士の健康管理及び食中毒予防につきましては、認可に伴う詳細な項目と考えておりますので、指導監督等の基準としての位置づけを検討いたします。

21、小規模保育事業B型、C型の事業所について、5年以内にA型に移行することを義務付けていくことが必要です。そのためには市は補助金等を交付して援助することが必要だと思います。

小規模保育事業の各類型につきましては、類型ごとに異なる趣旨に基づき分類されておりますことから、一概にすべてA型への移行を要されるものであるとは考えておりません。

ただし、保育士の配置につきましては、保育士の配置比率の向上による公定価格の加算を設けることにより、B型で開始した事業所が段階的にA型への移行を促す仕組みとなっております。

22、保育の質の向上や安全を確保するために必要な措置を講じること。

保育の質を確保するため、各園での質の向上に係る取組に対して、公定価格に加算される仕組みとなっております。また、本市といたしましても、保育の質の向上や安全性を確保するため、条例等の適正な運用を行ってまいります。

23、今後、新たな事業参入にあたっては安全性を担保する対策として監査の立ち入り基準や事業者と市が良好な関係を築くためにも巡回や監査を手厚く行うことを希望します。

また、監査や指導に応じない場合についての営業停止や罰則など、子どもの最善の利益を守る善良な事業者を保護するためにも規定の制定を求めます。

新制度では、市町村が行う「確認」手続きを通じて、安全性の

担保等、質を確保するための指導等を実施することとなっております。いただきましたご意見につきましては、今後認可に基づく監査等の詳細な実施内容の検討に当たっての参考とさせていただきます。

24、「利用乳幼児及び職員の健康診断」については参酌すべき基準となっております、素案も国基準どおりとなっております。これは事業所によって実施しなくてもよいというような内容ではありません。特に、集団保育では健康診断の定期的実施、医師による必要な措置、食事提供する職員の健康診断の徹底は従うべき基準に切り替えてください。

特に、家庭的保育、小規模保育の環境整備からしても、市の管理は不可欠です。

国の基準において「参酌すべき基準」とされております「利用乳幼児及び職員の健康診断」の基準項目につきましても、本市基準において明文化し、事業者が必ず遵守する基準としております。今後、この基準をもとに適正な運用がなされるよう指導等を行ってまいります。

9 ページをご覧ください。

その他、案件全体に対する意見でございます。

25、今の保護者負担を増やすことは絶対にしないでください。

利用者負担に関しましては、新制度における公定価格を踏まえ、国の示す利用者負担額をもとに今後検討してまいります。

26、27まとめて読ませていただきます。

26、新制度の設計と実施にあたっては、待機児解消問題なども含めた、子どもの権利保障を最優先に改善しなければなりません

27、新制度においては、これまでの水準を決して後退させないことが重要です。子どもの保育に格差を持ち込まず、すべての子どもの発達が保障される保育・子育て支援制度の拡充を行ってください。

市の考え方です。

新制度におきましては、保育の量的確保及び「子どもの最善の利益を保障すること」が国の基本指針にも明記されていることなどから、本市としても同様の考えのもと取り組んでまいります。

意見に対する市の考え方としましては、検討の結果、(素案)の数値・文言の修正はいたしません。

—諸報告番号1の報告が終了—

長澤委員長より、諸報告番号1についてはそれぞれの議案の中で、質疑応答となる旨説明があった。

議案第35号 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の申出について

説明者 山こども政策課長

本件は、27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、これまで国が定めるガイドラインに基づき運営を行ってまいりました放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブに関し、各市の実情に応じて設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、厚生労働省令に基づき、職員数、職員の資格、設備等の基準を定める条例を制定するものでございます。

なお、本条例に係る基準につきましては、国の示す基準に準じたものとしており、附属機関である「門真市子ども・子育て会議」での審議及びパブリックコメント手続きを経て、基準を条例案として作成したものでございます。

条例の主な内容でございます。

議案書2ページをご覧ください。第1条に条例の趣旨として、本条例が児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとしております。

3ページ下段から4ページをお願いします。第10条に設備の基準を記しており、第2項に専用区画の面積は、児童1人あたりおおむね1.65平方メートル以上でなければならないことを規定しております。

第11条には職員の配置について記しており、第3項に放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、そのうち1人については補助員をもってこれに代えることができるとしており、5ページ中段の第5項では1つの支援単位を構成する児童数はおおむね40人以下とすることを規定しております。

第12条には差別的取扱いの禁止、また第13条には虐待等の禁止をそれぞれ規定しております。

6 ページをご覧ください。第17条第1項には秘密の保持等として、放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密をもらしてはならないことを規定しております。

7 ページをご覧ください。第19条に開所時間及び日数について規定しており、開所時間は原則として休業日には1日8時間以上、休業日以外は1日3時間以上、また開所日数については1年につき原則250日以上としております。第21条には関係機関との連携について規定しており、放課後健全育成事業者は、本市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援にあたらなければならないとしております。

最後に8ページでございます。

附則として、施行日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日でございます。

藤原委員長職務代理者： 7ページの19条、開設時間及び日数のところですが、1日については8時間、放課後は1日3時間、1年間250日以上とあります。今現在本市で今実施しているのは、もう少し進めていただいている部分がありますが、今実施していることを今後是非、進めていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

山こども政策課長： 委員ご指摘のとおり、現状門真市では小学校の休業日については1日9時間30分、平日については1日5時間、日数については294日ということで基準を上回る運用をしております。今後も上回る運用で実施したいと考えています。

[全委員異議なく、可決]

日程第4

議案第36号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の申出について

説明者 山こども政策課長

本件は、27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始される

ことに伴い、新たに定員19人以下の地域型保育事業が創設され、その認可権限を市が持つこととなることから、本市としての当該認可基準を定める必要があるため、厚生労働省令に基づき、職員数、職員の資格、設備等の基準を定めるものでございます。

なお、本条例に係る基準につきましては、国の示す基準に準じたものとしており、附属機関である「門真市子ども・子育て会議」での審議及びパブリックコメント手続きを経て、基準を条例案として整備したものでございます。

条例の主な内容でございます。

議案書10ページをご覧ください。第1章は総則として第1条から第22条を規定しております。第1条には条例の趣旨として、本条例が児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとしております。

12ページをご覧ください。第7条には保育所等との連携について規定しており、附則に5年の経過措置を設けておりますが、家庭的保育事業者等は保育の提供終了後の満3歳以降も適切な保育が継続的に提供されるための連携施設を確保しなければならないと規定しております。

少し進みまして17ページをご覧ください。第2章は家庭的保育事業について規定しております。第23条には設備の基準を規定しており、第2号に乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積は9.9平方メートル以上とし、乳幼児が3人を超える場合については1人につき3.3平方メートル以上が必要としております。

18ページをご覧ください。

第24条には職員の配置基準を規定しており、第3項に家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とし、補助者をおく場合は5人以下としております。

19ページをご覧ください。

第3章は小規模保育事業について記しており、第2節に小規模保育事業A型について規定しております。第29条には設備の基準を規定しており、第2号に乳児室又はほふく室の面積は乳児1人につき3.3平方メートル以上であること、また第7号には乳児室等を2階以上に設置する場合の避難用施設等の基準を規定しております。

22ページをご覧ください。第30条に職員の配置基準を記しており、第2項に保育士の配置人数を規定しております。

22ページ下段から23ページをお願いします。第3節には小規模保育事業B型について記しており、第32条第2項に保育従事者の半数以上を保育士とすることを規定しております。

24ページをご覧ください。第4節には小規模保育事業C型について記しており、第35条に職員の配置基準として、家庭的保育者を置くことを規定しております。

25ページをご覧ください。

第4章は居宅訪問型保育事業について記しており、第38条第1号には居宅訪問型保育事業者の一つとして、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を提供するものとしております。また第40条には職員の配置基準を規定しており、居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人としております。

26ページをご覧ください。

第5章は事業所内保育事業について記しております。

第43条には利用定員の設定について規定しており、それぞれの利用定員の区分に応じた、事業所以外の地域枠としての乳児の定員数を規定しております。

最後に32ページをご覧ください。

附則として、施行日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日でございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第5

議案第37号 門真市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定の申出について

説明者 森田保育幼稚園課長

議案書34ページをご覧ください。本条例は、27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、保育を必要とする小学校就学前の子どもの保護者は、市町村に対して保育の必要性の区分についての認定を申請し、市町村はその申請に対して保

育の必要性の認定をすることとされていることから、内閣府令に基づき当該保育の必要性の認定基準を定める条例の制定をするものでございます。

なお、本条例に係る各認定基準のうち、保護者の就労要件については、「1月において64時間以上労働することを常態としていること」とし、その他の基準については国の示す基準に準じたものとしており、附属機関である「門真市子ども・子育て会議」での審議及びパブリックコメントの手続きを経て、条例案として作成したものでございます。

次に、条例の主な内容であります。議案書35ページ以下をらん願います。

第1条は本条例の趣旨について規定しております。第2条は用語の定義について規定しております。第3条は保育の必要性の認定基準について規定しております。第4条は規則への委任規定でございます。

なお、附則第1項といたしまして、この条例の施行日は子ども・子育て支援法の施行の日としております。

また、附則第2項におきましては、本条例の施行に伴い、門真市保育の実施に関する条例の廃止を行うこととしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第38号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定の申出について

説明者 山こども政策課長

本件は、27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、子ども・子育て支援に関する事業計画を策定する市が、新たに教育・保育施設及び事業者に対して、一定の運営水準に基づき新制度での給付の対象となることを確認し、給付費を支払うこととされていることから、内閣府令に基づき当該確認基準を定める条例の制定を行い、確認を受ける施設・事業の利用定員、管理、運営方法等の基準を定めるものでございます。

なお、本条例に係る基準につきましては、国の示す基準に準じ

たものとしており、附属機関である「門真市子ども・子育て会議」での審議及びパブリックコメント手続きを経て、条例案として整備したものでございます。

条例の主な内容でございます。

議案書38ページをご覧ください。第1章は総則を規定しております。第1条には条例の趣旨として、本条例が子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとしております。

40ページから41ページをご覧ください。第2章は特定教育・保育施設の運営に関する基準を規定しており、第1節に利用定員に関する基準を記しております。また第2節には運営に関する基準を記しており、第5条には内容及び手続きの説明及び同意として、特定教育・保育施設はあらかじめ利用の申し込みを行った保護者に対し、職員の勤務体制や利用者負担等について文書を交付し、説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないとしております。

42ページをご覧ください。第6条には利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等を規定しており、43ページ第7条では本市が行う施設の利用についてのあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないことを規定しております。

44ページをご覧ください。第11条には小学校等との連携について、また第13条には利用者負担額等の受領について規定しており、特定教育・保育施設を提供した際は保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとしております。

46ページをご覧ください。第15条には特定教育・保育の取扱い方針として、それぞれの施設の区分に応じて、それぞれの定める教育・保育要領等に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切におこなわなければならないと規定しております。

48ページから49ページをご覧ください。第24条には差別的取扱いの禁止、第25条には虐待等の禁止、第26条には懲戒に係る権限の濫用の禁止、また、第27条には秘密保持等をそれぞれ規定しております。

50ページをご覧ください。第32条では事故発生の防止及び発生時の対応について規定しております。

53ページをご覧ください。

第3章として、特定地域型保育事業の運営に関する基準を記しております。

第1節には利用定員に関する基準、54ページ以降第2節には運営に関する基準について、前の第2章と同様、それぞれの施設に応じ規定しております。

最後に63ページでございます。

附則として、施行日は、子ども・子育て支援法の施行の日でございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

議案第39号 門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正の申出について

説明者 三宅子育て支援課長

議案書の66ページから67ページをご覧ください。

本件については、改正の趣旨が2点ございます。

1点目は、27年4月からの子ども・子育て支援新制度の開始により、門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されることに伴い、放課後児童クラブの入会資格について、小学校に就学している児童を対象とする基準が定められるため、これまで、「本市の小学校に就学している児童」を対象としていたものを、「本市に在住し、かつ、小学校に就学している児童」を対象とするよう、入会資格の拡大の改正を行うものでございます。

2点目は、第15次住居表示の実施に伴い、門真市立砂子小学校放課後児童クラブの位置の表示を、「門真市大字三ツ島1097番地」から「門真市三ツ島6丁目2番1号」に変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例の施行日は、1点目の入会資格の変更につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日でございます。

2点目の放課後児童クラブの位置の表示変更につきましては、26年11月22日でございます。

長澤委員長：本市に在住する小学生に変わるわけですが、今までに、例えば支援学校あるいは私立の小学校に在籍している児童で、放課後児童クラブに入りたいというようなケースが過去にあったかどうか教えて下さい。

三宅子育て支援課長：私学については、過去に1度あったということは聞いていますが、最近はないと聞いております。

支援学校についてもご相談はありません。支援学級に在籍している児童については、障がい福祉課と連携し、保護者の方がどちらに入るか選んでいただくこととなりますが、それについての相談もありません。

長澤委員長：支援学校に通っている児童がいれば入れるということですか。

三宅子育て支援課長：今後は対象になるということになります。

長澤委員長：障がい福祉課との連携というのはどういうことですか。

三宅子育て支援課長：保護者に選択いただくため、担当課が情報共有などを行うことです。

長澤委員長：分かりました。

[全委員異議なく、可決]

日程第8

議案第40号 門真市立学校設置条例の一部改正の申出について
説明者 西岡教育総務課長

議案書68ページをご覧ください。

今回の一部改正につきましては、26年11月22日に大字三ツ島及び下島頭地域の一部において住居表示が実施されることに伴い、門真市立学校設置条例における施設の位置を変更するものであり

ます。

議案書69ページをお願いします。

門真市立学校設置条例につきましては、別表の門真市立砂子小学校の位置を「門真市大字三ツ島1,097番地」から「門真市三ツ島6丁目2番1号」に、変更するものです。

なお、附則といたしまして、本条例は26年11月22日から施行するものとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第9

議案第41号 平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について
説明者 西岡教育総務課長

まず、歳出についてであります。

議案書73ページをご覧ください。

社会福祉費 社会福祉総務費 36万9千円の増額は、25年度から実施しております門真市子ども・子育て会議につきまして、当初の予定に加えて追加で開催する必要があるため、会議に要する委員報酬について計上しております。

次に、社会教育費 図書館費 40万円の増額は、非常勤嘱託職員の費用弁償交通費が前年度と比較し、非常勤嘱託職員の交通機関利用者が増となり、不足が生じるために計上しております。

議案書74ページをお願いいたします。

次に、保健体育費 体育施設費 123万2千円の増額は、(仮称)市立総合体育館建設基本設計の策定により、建設工事におけます周辺建物への影響範囲が確定したことから、建設工事での影響を調査するため、近隣家屋事前調査業務委託料として計上しております。

続きまして、歳入についてであります。

議案書71ページをお願いします。

国庫補助金のうち上段、民生費国庫補助金6,380万3千円の増額及び72ページ府補助金のうち上段、民生費府補助金6,574万9千円の減額につきましては、保育緊急確保事業補助金において、国庫補助金と府補助金に仕分けされたことに伴い、歳入予算の内訳を変更するとともに、一部の事業において、上限が設けられたこと

により歳入予算を減額するものであります。

次に、71ページ国庫補助金のうち下段、教育費国庫補助金61万5千円の増額及び基金繰入金まちづくり整備基金繰入金61万7千円の追加は、(仮称)市立総合体育館建設事業における家屋調査業務委託の実施に伴い、社会資本整備総合交付金及びまちづくり整備基金繰入金として計上しております。

次に、72ページをお願いします。

府補助金のうち下段、教育費府補助金150万円の追加は、スクールエンパワーメント推進事業補助金の交付決定に伴い、本市スクールアドバイザー配置事業の財源として追加計上しております。

次に、債務負担行為の変更についてであります。

議案書75ページをお願いします。

(仮称)市立総合体育館建設事業費を29億281万4千円から30億9,171万6千円へ変更し、期間を26年度からに変更するものであります。

今回の変更につきましては、当初予算では、基本設計中の概算で算出しており、現在実施設計の終盤を迎え、よりの確な予算にするためのものであります。

また、1億8,890万2千円の増額は、2020年東京オリンピック開催の決定等による人件費及び建設資材の価格上昇等の社会経済情勢の変化に鑑み、事業総額を変更するとともに作業期間を前倒しして、26年度より実施するものであります。

なお、財源内訳は、国府支出金として、13億8,876万2千円
地方債として、13億8,870万円、その他3億1,425万4千円
であります。

[全委員異議なく、可決]

日程第10

議案第42号 門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について
説明者 藤井学校教育部長

別冊の教育委員会点検・評価報告書をご覧ください。

まず、今年度から点検・評価報告書の様式を大幅に変更しておりますので、その点についてご説明いたします。

変更した理由といたしましては、これまでの点検・評価報告書は、門真市教育の重点に沿ってその活動内容の点検評価を行って

きましたが、記述内容が活動指標中心であり、成果指標がほとんど示されておりませんでした。

また、単年度のみでの事業評価となっており、複数年度ごとの事業計画、それに対する到達度が記載されていませんでした。

これまでの点検評価においても、これらの点について改善すべきものとしてご指摘いただいていたことから、25年度の点検評価より教育委員会の事業や実施施策ごとに、事業の内容、活動指標、成果目標、成果指標、事業成果概要等を記載するシートを作成し、事業の継続性と改善に視野に入れた様式を採用したものです。

続きまして学校教育部の説明に移らせていただきます。学校教育部では、25年度教育の重点の施策である「幼稚園教育」、「確かな学力」、「力のある学校」、「力のある教職員」「豊かな心と健やかな体」、「人権教育」、「安全・安心な学校」の目標を7つの柱として、事業及び推進事業のなかから主な事業を記載しております。

3ページをご覧ください。幼稚園教育の目標につきましては、幼稚園教育要領に基づいた教育内容の創造と子育て支援の一層の充実が目標でした。

具体の事業については4ページ、5ページに記載していますが、説明は割愛させていただきます。

それでは、総括を読み上げます。

公開保育・研究協議・講演会、実技研修等を実施した。特に幼稚園の公開保育には公立保育園職員も参観し、幼稚園教員と共に研究協議を行うことで、幼稚園教員が保育所保育指針をもとに保育の観点を学べるなど、指導力向上を図ることができた。さらに、保幼小中合同研修会において「学びの連続性」をテーマに就学前から義務教育までのつながりを含めた研修を行った。今後も保育所・幼稚園の連携を図り、小・中学校との接続を見据えた研究活動を進めていく。

子育て支援については、公立幼稚園全園で各園の独自性を生かしながら、園庭開放や未就園児の保育体験、あるいは保護者を対象とした子育て支援講座等の活動をすることができた。

公立幼稚園を4園から2園（大和田・南幼稚園）に再構築するにあたり、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の5領域における共通事項をもとに幼保共通カリキュラムを検討し、新しい教育内容の創造に努めた。また、時間外教育及び通園バス運行について保護者への説明会を実施し、一定の理解を得ることができた。

今後、幼稚園教育関係事業は、26年度に教育委員会に新設された「こども未来部」に引き継ぎ、一層の充実を図る。

外部評価委員の意見助言を朗読いたします。

公立幼稚園の縮減及び再構築に伴い、地域への丁寧な説明や必要な便宜、また保育内容の検討などを行い、市民の理解を得ていることは重要である。

保育所と幼稚園を統括する新設の「こども未来部」には、今後更なる一体的取組に期待したい。

教育内容の創造という目標にふさわしい創意あふれるカリキュラム検討に一層努力をいただきたい。

次に7ページをご覧ください。確かな学力についてでございます。目標は門真市版授業スタンダードを作成し、子ども主体の授業づくりを推進します。学習指導要領の適切な実施を図ります。英語力向上、コミュニケーション力の向上を図ります。の3点でございます。

具体の事業については8ページから17ページに5項目にわたって記述しております。

それでは、総括を朗読いたします。

子ども主体の授業づくりについては、学力向上支援員を新たに中学校に2人配置し、小学校には9人を継続配置した。各学校に学力担当者を位置づけ、校内研究組織の改善を進めることができた。

小・中学校教員を対象に授業における学びのプロセス等を示した「門真市版授業スタンダード」を作成し、市主催研修や教育フォーラム等をとおして広く周知した。今後も、全小・中学校で子ども主体の授業づくりが進むよう継続的に指導助言を行う。

英語力の向上については、AET（英語指導助手）の授業をとおして、児童・生徒の英語に対する興味や関心を高めることができた。また、外国語活動の研修をとおして、教員の授業力の向上に努めた。今後も生きた英語を授業で活用し、コミュニケーションについての意欲を高め、「聞く・話す」の能力を育んでいく。

学習指導要領の適切な実施については、毎月の授業記録や「教育課程の実施状況・編成状況等の調査」により学習指導要領に則った教育課程が各小・中学校において確実に実施されていることを確認し、課題の見られる学校には、必要な指導・助言を行った。

I C T教育の推進については、これまで各小・中学校に設置していた電子黒板、デジタルテレビ、書画カメラに加え、新たにタブレット型P Cを導入した。これらのI C T機器を活用して、児童・生徒が学習への意欲・興味・関心を高められるような授業が行われている。今後とも授業においての効果的な活用方法等について研修をとおして周知していく。

少人数指導については、「指導方法の工夫改善実施状況調査」等を活用しながら習熟度別授業を含む少人数指導を推進し、各小・中学校の習熟度別授業時数の割合を拡充するように努めた。

家庭学習の推進については、保護者を対象に家庭学習の意義と手法等を示した「門真市学びのススメ」を門真市P T A協議会と共同作成し、各小・中学校保護者に配付するとともにP T A研究発表大会や、門真市教育フォーラム等の場で内容や活用事例等を市内全体に広く周知することができた。

読書活動の推進については、モデル校として学校図書館司書2名を市内小・中学校4校へ配置することにより、貸出し冊数が大幅に増加するなどの成果があり、子ども達の読書活動に対する意欲が高まり、自ら進んで読書ができるような学校図書館づくりが進んだ。今後、学校図書館司書を増員するとともに、学校図書館司書が配置されていない学校へ発信し、市立図書館とも連携を図りながら、引き続き読書活動を推進する。

キャリア教育の推進については、一貫教育課程研究委員会における研究活動や保幼小中合同研修会における研修等をとおして、就学前から義務教育修了までの「学びの連続性」を意識したキャリア教育について保幼小中の教職員の理解を深めることができた。

続いて外部評価委員の意見助言を朗読いたします。

学力向上支援員の拡充、「門真市版授業スタンダード」の策定、英語指導助手や学校図書館司書の拡充、I C T教育の推進などの事業強化とともに、教員の研修の充実を図り、また家庭学習を推進する教員向け「門真市版家庭学習の手引き」や保護者向け「門真市学びのススメ」を作成し、総合的な観点で学力向上に取り組んでいる。

授業スタンダードの作成によって門真市がめざすべき一つの基準が明示されたことは評価できる。

家庭学習において困難な状況を抱えている児童生徒があるので、はと危惧している。「門真市学びのススメ」については、すべての

家庭に呼びかけが届くようにきめ細やかに対応いただきたい。

続きまして、19ページをご覧ください。力のある学校に移らせていただきます。目標は学校組織の改善を図ります。就学前教育との円滑な接続を図りながら一貫教育を推進します。

具体の事業については20ページから27ページまで、4項目を記載しております。

それでは総括を読みます。

学校組織の改善については、学力向上対策委員会の提言を受け、会議の効率化を図るため各小・中学校に企画会議の設置ができるようモデルプランの提示や首席・教務主任の職務を確認するための研修の実施、事務の共同実施の推進等を実施することにより、改善を図ることができた。「評価・育成システム」については、評価（育成）者研修を実施し、教職員の目標達成に向けた適切な指導・助言ができるよう具体的な事例を挙げての研修を実施し、評価に関しての管理職の知識や理解を深めた。また、「授業アンケート」を実施し、授業を行う教員の育成に役立てるとともに、その結果を「評価・育成システム」における「授業力」の評価を行うための一要素として位置付けた。

研究指定校については、9校のうち6校が研究発表会（うち、3校は中間発表会）を行い、子ども主体のわかりやすい授業づくりや子どもの学習意欲が向上する内容について広く市内に周知することができた。

家庭・地域との連携については、家庭学習改善の観点から「まなび舎 Youth 事業」において、地域・家庭と連携を図りながら、子どもの学習習慣の定着を図った。さらに、保護者や地域の方々も参加した教育フォーラムの場で、家庭学習習慣の定着に向け、「門真市学びのススメ」を保護者に周知をした。

一貫教育の推進については、「一貫教育課程研究委員会」において、24年度作成の『一貫教育活動計画書』に基づき、幼稚園、小学校、中学校で実践し、各中学校区の『めざす子ども像』を具現化することができた。実践内容を各中学校区で情報交換し、新たな計画書を作成することができた。今後は、幼稚園、小学校、中学校等の教職員の連携をとおして、就学前教育から義務教育修了までの豊かな人間関係・豊かな心を育むための情報共有の推進を図る。

つづいて、外部評価委員の意見助言を朗読いたします。

学校組織運営の改善をめざし、企画会議の設置や「評価・育成システム」の実施を推進するとともに、管理職の必要な研修を行っている。

「一貫教育課程研究委員会」における地域の異学校種間の共通理解は、就学前から義務教育修了までの子どもの連続的発達の視点において重要な取組である。

学校組織の改善については、企画会議の設置等による学校運営の効率化・透明化と、それによる教育活動の活性化という大きく2つの意味があると思われる。その両方が実現できるようさらに取組を進めてほしい。

続いて29ページをご覧ください。力のある教職員でございます。目標は授業研究の推進を図ります。若手教職員の資質向上、ミドルリーダーの育成を図りますとなっております。

具体の事業については30ページから33ページに2項目にわたって記載されております。

それでは総括を読みます。

研修プログラムの充実については、初任者研修を効果的に実施するとともに、フォローアップとして2年目研修も実施する。また、小・中学校国語科の「授業力ステップアップ研修」を新設し、学んだ内容が各校での研究授業に結びつくような研修を実施した。今後は、他教科においても授業での活用度を高められるような研修を実施していく。

授業研究については、市内全校で研究協議を伴う研究授業が実施されており、門真市スクールアドバイザーや市教委指導主事、大阪府教育委員会指導主事や大学教員等の外部講師による指導を受けながら「門真市版授業スタンダード」を取り入れた授業改善を進めている。今後も子ども達の学習意欲や活用力の育成をめざした授業改善をさらに進め、教員の授業力向上を図っていく。

教育センターの活用については、今後も教育課題や教職員のニーズに応じた資料の収集・宣伝等に努め、利用者の増加と活用度の向上を図っていく。

体罰の根絶については、児童・生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るためにアンケート調査を実施した。対象は、教職員のみならず児童・生徒や保護者への調査も行い、正確に実態を把握できるよう努めた。今後は、体罰を生む背景となる生徒指導のあり方を見直すため、すべての児童生徒の自己指導

能力の育成をめざす「開発的な生徒指導」の研究を進めていく。

続いて、外部評価委員の意見助言を朗読いたします。

「門真市版授業スタンダード」に沿って授業研究の強化を進め、教員の授業力向上を図っており、今後は学力向上につながる具体的な成果が期待される。

体罰根絶の取組として、生徒や保護者への実態調査に加え、生徒指導の在り方の見直しを行っている。継続的取組として、教職員の意識改革や教育現場の風土の改善が重要となる。

評価制度が確立される一方で、悩みや不安を抱えて授業をしている教職員がいてもなかなか声を出しにくいことがあるのではないかと。教職員に対するサポート体制の充実をさらに進めてほしい。

続きまして、35ページをご覧ください。豊かな心健やかな体でございます。目標は開発的な生徒指導を推進します。不登校、いじめの問題の解消に努めます。食育体力づくりを進めます。でございます。

36ページから41ページまで3項目にわたって具体の事業を掲載しております。

総括を読み上げます。

問題行動の未然防止と早期解決については、小学5年生対象の少年サポートセンターによる「非行防止教室」を全校で実施した。また、中学校においては、門真市少年補導連絡会で各校の問題行動等の状況を警察や子ども家庭センター等の関係機関と共有し、連携することで問題行動の未然防止と早期解決に努めた。また、スクールアドバイザーによる「苦情対応研修」も実施した。

不登校の解消については、その状況等によっては学校だけの対応では限界があるので、適応指導教室「かがやき」、子ども悩み相談サポートチーム及び不登校対策学生フレンド等との連携によるサポート体制を構築した。今後、各関係機関とスムーズに連携するために、教職員がそれぞれの関係機関の役割について理解するように努める。

いじめの解消については、いじめ防止対策推進法に基づき、各小・中学校において学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止の取組や早期発見・早期対応のあり方、重大事態の対応等について定めた。今後は、実効性を高めるため、基本方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直すよう指導していく。

道徳教育については、担当者を中心とした全体計画や指導計画

の検証を行いながら充実を図る道徳教育担当者会を開催した。25年度は読み物資料を活用した授業づくり研修を実施し、各小・中学校での実践につなげることができた。また、「こころの再生」府民運動に係るあいさつ運動や地域との清掃活動等、子ども達の「心を豊かにする」活動が各小・中学校で広がっている。今後、学校・家庭・地域がともに子どもを育てるという意識のもと、道徳教育の充実を図っていく。

各小・中学校では、体力づくりをはじめとした健やかな体の育成として、食に関する指導を継続的に進めている。また、教育計画に「食に関する指導の全体計画」を盛り込み、給食指導や教科指導等をとおして食育を進めており、栄養教諭による食の授業実践も進んでいる。今後も、状況に合わせた児童・生徒の体力向上に努めるとともに、睡眠・食事等の生活習慣を改善できるよう、家庭への働きかけも継続していく。

つづいて外部評価委員の意見・助言を朗読します。

問題行動の未然防止と早期解決に重点を置き、「非行防止教室」の実施や、「門真市少年補導連絡会」における関係機関の情報の共有や共通理解は重要である。

子どもの心身の育成のため、家庭との連携や栄養教諭の「食育出前授業」を実施し、道徳教育や食育を強化している。

不登校の解消に向けてさらに原因究明と対策を一層充実させてほしい。

道徳教育推進のためには、優れた実践について多くの教職員に啓発していくことが効果的であると思われるので、さらに努力いただきたい。

続きまして、人権教育でございます。43ページをご覧ください。目標は豊かな人権感覚を持った子供をはぐくむ学校づくりを推進します。でございます。

具体の事業については44ページから49ページまで3項目にわたり記載しております。

総括を読み上げます。

人権教育の推進にあたっては、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」という三つの側面からとらえることが必要である。下に記述する個別の人権課題については、その特徴によって三つの観点をどう取り入れるのかそれぞれ異なり、その点も踏まえ、人権が尊重される社

会づくりの基礎を形成することをめざし、人権教育を推進する。

支援教育においては、支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じて、必要な支援が各校で行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用を進め、各小・中学校への巡回相談、支援教育コーディネーターや支援学級担任への研修を実施することができた。支援教育支援員を小学校全校に配置することにより、通常学級に在籍する支援を要する児童に対しても発達段階に応じて支援することができた。今後は、通級指導教室の拡充を視野に入れながら、引き続き、児童・生徒への支援策が充実したものになるよう、研修等により支援教育のさらなる推進に努める。

在日外国人教育（国際理解教育）の推進については、学校のニーズに応じた自立支援通訳者の派遣や各小・中学校の推進委員で構成し、本市の在日外国人教育を進めている「門真市在日外国人教育推進協議会（市外教）」の活動への支援をとおして、外国につながるのある子ども達が「生きる力」を高められるように努めた。

男女平等教育の推進については、教員対象の研修や門真市男女平等教育推進委員会との連携をとおして教員の意識を高めた。

生徒が経済的な理由で進学を諦めることのないよう「進路選択支援事業」の相談回数を週1回から週2回に増やし、奨学金制度の紹介等、経済面での支援に努めた。

また管理職人権研修の開催や、各小・中学校の運営委員で構成し、本市の人権教育について研究を行っている「門真市人権教育研究協議会（人権教）」の活動の支援をとおして、教職員を対象とした研修や学習会の充実を図った。

セクシュアル・ハラスメントの防止については、府教委・市教委の指針等の活用、研修の実施をとおして、教職員のセクシュアル・ハラスメントに関する理解を深めるとともに、相談しやすい体制づくりに努めた。

児童虐待防止については、門真市要保護児童連絡調整会議と連携し、児童虐待防止に関する研修を実施した。関係機関との定期的な連絡会の中で、被虐待児童・生徒についての情報交換を行い、虐待の現状だけでなく、問題行動の背景にある虐待問題の認識を深めることができた。今後は、関係機関との連携を一層推進するとともに、SSW（スクールソーシャルワーク）の観点から学校における指導体制の充実を図る。

続いて外部評価委員の意見助言を読み上げます。

支援教育、在日外国人教育、人権研修を重視し、具体的で継続的な取組を行っている。

「門真市要保護児童連絡調整会議」を通して、関係機関と連携し、情報を共有するとともに、学校における指導体制の充実を図っている。

人権教育は、ある意味で教育そのものを見直すことにもつながる総合的な評価項目であると思われる。その点で総括として三つの観点で明示されていることは高く評価できる。

個々の課題解決の取組を目標にある学校づくり全体につなげるようさらに進めてほしい。

続きまして、安全・安心な学校について、51ページをご覧ください。

具体の事業については52ページから61ページにかけて5項目にわたり記載しております。

総括を読み上げます。

学校の安全対策については、交通安全教室の実施率が25年度64%となり、実施の向上を図ることができた。今後も、子ども達の交通ルールやマナーに対する意識を高められるよう、学校と連携し、全小学校での実施に努めていく。

学校保健活動の充実については、感染症発生時の対応マニュアルを有効に活用し、各小・中学校において適切な対応ができた。

昨今、アレルギー疾患のある子どもが増加していることから、医師会や府教委の研修に加えて、継続的に研修会を開催し、教職員の理解を深めるとともに意識の向上に努めていく。

学校保健会の活動の充実に向けて、学校保健活動に関する意識調査を実施し、適切な活動が進められるよう指導していく。

学校給食については、18年度以降学校給食衛生管理基準に基づき、小学校6校、中学校2校の給食棟を改修した。引き続き、給食棟の建替えを計画的に行う。また、食器については、熱いおかずを入れても食器が熱くならず持ちやすく、また盛り付け後の見栄えもよくなることから全小・中学校においてアルマイト食器から樹脂製食器へ更新することができた。

給食調理員には、アレルギー除去食に関する研修を実施し、意識・知識の向上を図った。また、アレルギー除去食マニュアルを作成し、今後も児童・生徒に安全で安心な給食が提供できるよう努めた。

学校の耐震化については、24年度に100%を達成したが、校舎の建築年数が30年以上経過している学校が多いため、老朽化した学校の改修を計画的に実施していく。

つぎに外部評価委員の意見助言を朗読いたします。

「交通安全教室」の実施率が向上しているが、全学校での定着が望まれる。

「学校保健委員会」の実質的活動を活発化させ、学校と地域、家庭との連携を強化して、関係者が一緒になって子ども達の健全で健康な生活を実現することが望まれる。

保護者との連携、協力が欠かせないと思うので、学校のさまざまな取組について知ってもらえるよう図っていただきたい。

学校教育部は以上でございます。

説明者 柴田生涯学習部長

生涯学習部所管について説明させていただきます。

62ページをご覧ください。

生涯学習部では、従来の「生涯学習・文化活動の推進」や「青少年の健全育成」「図書館」「生涯スポーツ振興」というような、事業課ごとの分類とせず、25年度からは、部所管の施策は「生涯学習活動を支えるためのもの」という視点で、「学習ネットワークの強化」と「学習支援の推進」という2つの大きな柱を掲げ、文化・スポーツ・図書館部門が、その中でどのようなことを具体的に果たしていくのかという考え方による分類に転換いたしました。

これは、25年度から2ヶ年における「生涯学習推進基本計画」の策定にあたり、各部署が生涯学習振興・推進のための共通項を抱えており、そのことを共有し同一の方向性のもと分担部全体で取り組むべきとの考え方に基づくものです。

もう一度申しますと、生涯にわたる市民一人ひとりの学習活動や地域活動を支援するにあたり、生涯学習部としては、文化・スポーツ施設、図書館などの活動拠点や地域を中心に、所管の部署が個別の目標で事業を行うのではなく、部内のすべてが生涯学習活動を支援し、振興するという共通した使命を持つという考え方から、その大きな使命として、先ほど申しました2つの柱を掲げて、それを実現するための諸施策として7つの方向性を示し、それぞれの具体策としての事業を1シートごとにまとめ、点検・評価しております。

まず、1つ目の「学習ネットワークの強化」についてですが、63ページにございますように目標といたしましては、生涯学習が教育所管にとどまらない幅広い領域であることから、学校や園を含めた教育委員会内のみならず市内の連携、協働による推進・振興が基本となる活動であるがゆえに、地域や市民ボランティア、NPO、大学などとの連携・協力、いわゆる協働によるネットワークの強化を掲げております。

総括といたしまして、「生涯学習推進体制の強化」では、生涯学習推進基本計画の策定と、それに至るプロセスでの成果、また、図書館における近隣都市間の相互貸借などによるサービス拡大促進に努めたことをあげました。

「学校・家庭・地域との連携・協働」では、地域の市民ボランティアを中心とした学校支援地域本部事業、企業やNPOを活用した英会話や理科講座、そして、市内各中学校、とりわけ英語教諭、また関西外国語大学の協力を得て実施しているめざせ世界へはばたけ事業の向上面を成果として掲げました。

今申し上げました個々の事業につきましては、64ページから73ページに掲載しております。

これに対しまして、外部評価委員の意見・助言としては、63ページの下段にありますように、おおむね良好な評価をいただいております。「生涯学習推進基本計画」の主眼である市民の自発的・自律的な活動を推進・促進するため、協働をメインに個々の事業のさらなる充実を図るようというご指摘にしたがって、努めてまいりたいと考えております。

次に、もう一つの柱であります「学習支援の推進」についてですが75ページをご覧ください。

目標といたしましては、市民個々の学習意欲や、地域が抱えている課題等につきまして、向上や解決めざして。市民の学習拠点の充実や、学習活動のきっかけ・機会づくり、学習の成果を生かせるしくみづくりや、指導者の育成など、学習成果循環が図られるような支援づくりを掲げております。

総括といたしまして、「学習情報・プログラムの提供」では、各社会教育施設の中で、特に図書館の児童サービス向上に向けての取組をあげました。

「指導者・ボランティアの育成」は、どの分野においても必要不可欠なものですが、とりわけ、超高齢社会の到来とともに生涯

スポーツ振興のため、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブの活動を重視しております。

「学習施設・機会の充実」では、市民参画・自主運営事業として継続発展をめざす第九コンサートについて、また、茨田堤などの文化財や歴史に親しんでいただくための施策、加えて、施設では近い将来、市の生涯スポーツ拠点となる新総合体育館建設に向けての動きをあげております。

「家庭教育支援・青少年の健全育成」については、専門の相談員やガードリーダーによる活動について、また、学習支援として位置づけているサタスタや学び舎キッズについて、継続や充実を図ったことをあげております。

今申しあげました個々の事業につきましては、76～98ページに掲載しております。

これに対しまして、外部評価委員の意見・助言としては、75ページの下段でございますが、全体的に、地道な取組と成果が認められるとしつつも、課題等を把握し、次につながる活動となるよう、常に検証することについての必要性をご指摘いただいております。今後も、PDCAの重要性を重視しながら、市民や団体・地域による自発的な活動が継続・発展するよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、生涯学習部所管の説明とさせていただきます。

説明者 藤井学校教育部長

最後に108ページをご覧ください。25年度教育委員会の点検評価の総評として、外部委員からの助言をいただいておりますので朗読いたします。

全体を通して、これまで同様に必要な事業内容は滞りなく推進されており、その努力がうかがえる。

今回より本報告書の様式が変更され、確認し記入する項目が明確になっているが、点検・評価シートの成果目標・成果指標項目についてさらにどのようなものが適切か検討を重ねていただきたい。

まず、事業を担当されている職員がどのようなものによって評価できるのか考えることにも大きな意味があると思われる。それが結果的に、より適切な事業目標や事業内容の充実にもつながるのではないかと。

生涯学習部の事業は、その対象者、事業目的、内容が多岐にわたることから、今年度62ページのように全体の枠組みを示していただくと評価もやりやすく、市民の方にとってもわかりやすいと思われる。

「門真市幼児教育基本計画」や「門真市生涯学習推進基本計画」が策定され既に実施されているが、本来なら個別分野の基本計画の前に、門真市の教育全体を包括する「基本計画」が必要だと考えられる。早急な策定が望まれる一方で、今後既存の個別分野の基本計画との整合性も課題となることが想定される。

桜井委員： 29ページ、力のある教職員ですが、外部評価委員の意見・助言のところで体罰根絶という言葉が出てきていますが、実態調査により何か浮き彫りになったことは何ですか。

もう一つは、32ページ、「体罰の根絶、問題行動の未然防止と早期解決」で新規事業である「子ども悩み相談サポートチーム事業」の成果はどうですか。

3つ目です。35ページ、外部評価委員の意見・助言に「不登校の解消に向けてさらに原因究明と対策を一層充実させてほしい」とありますが、不登校の現状を教えてください。

上甲学校教育課長： 本市においては25年度、残念ながら市内小学校における体罰案件が発生しました。それを受けて全市的に緊急に体罰アンケートを行いました。それ以降は具体的に浮かび上がってきた体罰事象はありませんでした。

今後も教職員への注意喚起及び体罰防止研修、また必要に応じて実態調査を含めた体罰の根絶に努めたいと考えております。

「子ども悩み相談サポート事業」は、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、元校長である相談員の3名で構成され、電話もしくは面談にて様々な相談に対応しております。

具体的には25年度で、電話相談が221件、面談による相談が175件ありました。そのニーズは保護者、児童・生徒、教職員等多岐にわたり、内容も児童・生徒の不登校や問題行動、虐待やDVなど家庭の中での問題に関する支援等様々であり、相談員がその専門性を生かし、丁寧に相談に乗ったり、関係機関を紹介したり、個々のケースに合った対応を行っております。また、詳細な相談記録をファイル化し、それを必要に応じて使い、ケース会議に参

加して、学校や他機関と情報共有するなど、様々な連携も進めております。

その具体的成果としては、相談員の適切なアドバイスによって、保護者の悩みが軽減したり、問題行動に対する適切な対応が家庭や学校で行われたことで、落ち着きが見られたケースがございました。

3点目の、不登校に関するご質問ですが、25年度における不登校児童・生徒数は小学校では17人、中学校では169人でございます。

原因については家庭状況の厳しさや学力不振等様々な要因が重複していることが考えられます。具体的対策については、不登校対策学生フレンドにおける学生の派遣や、適応指導教室かがやきにおける不登校児童・生徒の支援、また子ども悩み相談サポートチームや生涯学習部所管事業の家庭教育支援相談員等とも連携し、ケース会議の開催や様々な情報を共有することで、個別のケースに合った対応を行っております。

桜井委員： 質問ではなく意見を述べます。

最後の質問についてなのですが、36ページの点検評価シートで、事業目的や評価の次年度の変更を求めたいのですが、事業名に不登校といじめが一緒に出てくるのですが、いじめがあって不登校になるというふうに重なる場合もありますし、重ならない場合もあります。事業概要にしてもひとまとめにされていて、ざっくりしていて気になります。

事業概要でもいじめは絶対許されない行為と書かれていますが、児童・生徒の立場に立ってと書かれているにもかかわらず、教職員全体で迅速に対応と書かれています。個別救済ではすごく矛盾している話で、子どもの立場に立つと、教職員全体には知られたくない場合というのが多々ありますし、迅速に対応してもらいたくないということもあります。ですから、全体と迅速というのは生徒の立場に立っていないことがあります。

また、色々なところで指摘されていますが、「かがやき」というのは適応指導教室ですが、適応指導教室自体が、子ども達の立場に立っていない物言いということで、名前を変えている自治体が多々あります。実際には門真市では成果目標にあるように「居場所を確保」としています。ですから、内容としては居場所で、適応指導していないので、居場所に変えられた方がより「かがやき」

の内容を反映するのではと考えています。

さらにそういった子どもの立場に立つということでしたら、根拠法令は、学校教育法よりむしろその上位の子どもの権利条約が入ると思います。

加えて、不登校の子どもが小学校で17人、中学校で169人ということですが、「かがやき」に通っている子どもは15名ということで、1割ということはもったいないと思います。

それは、子ども達の指導ではなく、それぞれの状況を受け取るということがうまく機能していないから、2年、3年経ってもいっこうに変わらないのだと思います。現実には、事業成果概要では「依然として状況を改善していない」ということですが、そうではなくて、結果的には子どもが学校に戻ってほしいのだけれども、子どもが安心して暮らせるように、まずは数を減らすというよりも、担当課評価のところ、真ん中に数ではなくて、子どもを入れてほしいです。安心して暮らしをサポートするということを主眼にされたら、随分内容自体が、バランスが変わるのではないかと思います。

それから「力のある学校」ですが、「力のある学校」は志水宏吉さんが提案されている概念ですが、近年力のある学校だけで頑張っても無理があると、多くの自治体が新しいとらえ返しを提案されているように、言葉自体も気をつけて使うことが必要であると同時に、門真市の場合は力というのが、学校だけではなくて、家庭地域連携ということも含んでいるので、良いと思いますが、26ページで家庭地域との連携を見ていた中、家庭地域というのが全部、学習課題の話に矮小化されていて、色々な子ども達が外に弾かれて街でいる時に、とにかく学習支援というところで全部できあがっています。

さまざまな子どもがそこで会ったり、人と出会うという門真の特性を活かした、地域の子どもは地域で育てるという家庭地域連携になったらいいなということで、意見を申し上げます。

長澤委員長： はい、ありがとうございました。

今のは意見ということでございますので、今後我々と事務局とで協議を重ねながら検討課題としていきたいと思っております。

磯和委員： 私は2点お伺いしたいと思っております。

1つは、生涯学習推進基本計画についてですが、25年度に非常に大きな計画を策定されて、今後具体の施策を展開していく流れやスキームはどのようなイメージを持っていますか。

もう1つは、先程の桜井委員の「子ども悩み相談サポートチーム」についての質問と重複するところもありますが、「家庭教育支援（つながるハート）事業」についてですが、26年度からはこども未来部も加わり、家庭児童相談センターも入ってきて、同じ系統の事業で、色々な課で相談をすくい上げていくというのは良いことですが、それぞれバラバラで実施するのではなく、事業概要でも各課との連携を図りとなっているように、せっかく一つの教育委員会なので、3つの課でうまく調整されれば良いと思います。また、親学習講座が結局実施できなかったということですが、それはどういう理由があったのか教えてください。

牧園生涯学習課長： まず、1点目の生涯学習推進基本計画についてですが、先日開催されました、社会教育委員会議におきまして、社会教育委員の役割として教育委員会からの諮問に応じ、委員の任期である2年間をかけ、生涯学習に関する特定の課題テーマに関して集中的に調査、審議を行い、具体の施策として、教育委員会へ提言を行うことが議論され、各委員からも前向きなご意見を頂戴しているところであり、今後におきましては、この議論や提言に基づいて、様々な施策を具体化するイメージを持っております。

社会教育委員の設置から50年を迎える記念すべき年にあって、大きな変革をむかえることとなりますが、生涯学習部といたしましても課題テーマを「子どもの学習機会の充実」をテーマしてはどうかと考えており、次回の社会教育委員会議において諮問をいたしたいと考えております。

2点目の家庭教育支援でございますが、本事業は、従来型の来校相談や電話相談ではなく、訪問型の相談支援を行うものです。家庭訪問を行うまでの関係づくりや相談支援には時間を要するため、継続して支援できる体制の構築が必要であると考えております。他課との調整につきましては、引き続き調整を図っていきたいと考えております。

親学習講座が結局実施できなかったことにつきましては、初年度ということもありまして体制的に実施できなかったということもありまして、26年度は（仮称）親学習リーダーの育成にも取り組

みたいと考えております。

藤原委員長職務代理者： 子どもの読書活動のところで2つ聞かせて下さい。

1つは、ブックスタートで絵本を配布されていますが、3年間の数字が変わっていて、子どもの数は変化しますので、できれば配布率で進捗状況が確認できれば良いかなと思います。

もう1つが、85ページの成果指標1の「読み聞かせ参加者数」が24年度から25年度かけて増加しており、非常に良いことだと思いますが、その要因は何だと考えていますか。

西中図書館長： 1点目の、ブックスタートの絵本の配布率ですが、23年度で93.5%、24年度で93.4%、25年度で93.2%となっており、4ヶ月健診対象者の多くの方々に配布しておりまして、同時に読み聞かせも行っております。

2点目の読み聞かせ参加者数が増えている件については、ブックスタートのフォローアップ事業として実施している、「赤ちゃんふれあい絵本タイム」の参加者数が毎年増加しているためであり、ブックスタートの成果であると考えます。

藤原委員長職務代理者： 「サタスタ」について、年々参加者が減少していて、小学校においては登録児童数が微増していますが、全体として減少しています。「サタスタ」は昔から頑張ってきた事業ですが、今後どうしていきますか。

牧園生涯学習課長： 小学校におきまして、25年度当初の登録者数は、24年度とあまり変わりはありませんでしたが、学習アドバイザー等の人材確保ができたため、児童の追加募集を実施したことや、2学期より学習支援ソフト「Sプリ」を導入したことにより、プリント学習に取り組む児童が増え、落ち着いた学習環境が整いつつあることが増加の要因であると考えており、今後も参加者増加のための改善を引き続き行いたいと思います。

藤原委員長職務代理者： ぜひ頑張ってください。

桜井委員： 「子どもの読書活動の推進」で4ヶ月健診の受診時に、絵本をプレゼントするということですが、4ヶ月健診の受診率はいくら

ですか。

西中図書館長： 23年度で93.5%です。
4ヶ月健診受診された方全員に絵本をプレゼントしています。

桜井委員： 配布率イコール受診率ということですね。

西中図書館長： そうです。

三宅教育長： 中国から帰ってきた人も受診されますね。

西中図書館長： 市長部局の健康増進課で受診券を配布していますので、正確には把握しておりません。

三宅教育長： 後で、調べて下さい。

もしそうだとしたら、配布する本が日本語だけではなくて、強制する必要はないが、中国語もあった方が良いと思いますが、いかがですか。

生涯学習部長： ブックスタートは4ヶ月児を対象に、健診に来られた親子に図書館ボランティアが、擬音など簡単な言語とともに絵本を読み聞かせをして、子どもの反応を見た保護者が読書活動に関心を持っていただくようにする事業です。

4ヶ月児であり、言語はよく分からないと思われませんが、ご指摘の点につきましても、読書に関心を持っていただける要素の1つと思われしますので、中国語など他国出身者に対する配慮につきましては、検討してまいります。

長澤委員長： 私の方からは2点質問があります。

1つは、アレルギー除去食についてです。

門真市では25年度にアレルギー除去食マニュアルを作成されましたが、作成する前と作成した後では何が変わったか、簡単に説明して下さい。

2つ目は、新総合体育館の建設についてですが、先ほどの補正予算にも出てきましたが、市民のみなさんの関心が非常に高いものと思います。今までも、何度か説明を受けていますが、今後の

計画を教えてください。

西岡教育総務課長： 1つ目の、アレルギー除去食につきましては、25年度マニュアルを門真市統一で作成しました。それを作成したことによって、マニュアル作成後は基準が統一されましたので、各学校で同一の除去食を提供できるようになりました。作成する前までは門真市で統一基準がなく、各学校での判断により各学校独自の除去食を提供していましたが、これを作成することにより調理員の複雑な除去食調理作業の負担が軽減され、また除去食の種類が減ったことにより誤配、誤食を防げるようになりました。
今後も安全で安心な給食を提供していけるように努力してまいります。

長澤委員長： 保育園の除去食について分かりますか。相当苦勞されているようですが、分からなければまた調べておいて下さい。

森田保育幼稚園課長： 今、データを持ち合わせていないので、分かりかねますが、調べておきます。

丹路スポーツ振興課長： 2つ目の質問ですが、現在実施設計を行っているところでございまして、11月下旬に実施設計が完成します。その後庁内手続きを経て、1月下旬に入札会を行い、2月中旬に仮契約を行いました。27年市議会第1回定例会におきまして、契約案件として可決後本契約となります。
本契約後ただちに、諸般の打合せ等を行い、28年秋オープンをめざして建設工事に着手します。

[全委員異議なく、可決]

日程第11

諸報告

番号2 平成27年度門真市立幼稚園児の募集について
説明者 森田保育幼稚園課長

諸報告資料の10ページをご覧ください。

1. の応募資格については、記載のとおりです。

2. の募集人数については、2園とも4歳児定員60人2クラスに対しまして同数の60人、5歳児定員70人2クラスに対しまして南幼稚園40人程度大和田幼稚園30人程度です。

3. の入園願書等の交付につきましては、26年9月1日（月）から同年10月6日（月）まで、また4. の入園願書等の受付につきましては、26年10月1日（水）から同月6日（月）までと今年度よりそれぞれ1カ月早めております。5. の入園の決定、6. の調整及び抽選日7. の内定通知については、記載のとおりです。

また、8. の入園許可説明会及び少し飛びまして11. 費用等につきましては、こども子育て支援新制度の施行に伴い、27年度から保育料等が変更となる場合がございます。現段階では、未定であるため、1月の入園許可説明会で説明する予定です。

最後になりますが、少し戻りまして9. の時間外教育、10. の通園バスおよびページをめくっていただいて12. 特記事項については、記載のとおりです。

—すべての報告が終了—

長澤委員長： 幼稚園の募集を1ヶ月早められましたが、私立幼稚園の反応はいかがでしたか。

森田保育幼稚園課長： 25年度中の文教常任委員会において、学校教育課が「26年度以降に募集時期を早めること等を検討する」と答弁したことを受け、私立幼稚園協議会に対し、27年度の入園募集を前倒しする旨の報告を行ったところ、協議会としては、反対であるという回答でした。

長澤委員長

閉会宣言 午後3時50分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 桜井 智恵子